

改正

平成25年9月27日条例第42号

平成26年4月1日用字用語整備施行

令和元年7月16日条例第5号

高松市総合都市交通計画推進協議会条例

(設置)

第1条 人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築を基本理念とする高松市総合都市交通計画に定める施策の効果的な推進を図るため、高松市総合都市交通計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、高松市公共交通利用促進条例（平成25年高松市条例第42号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について協議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 新交通システムの導入を含めた交通体系の再構築に関すること。
- (2) 公共交通機関の利用促進に関すること。
- (3) 交通結節拠点における機能の拡充に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 商工団体又は経済団体の代表者
- (4) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年11月17日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例による最初の協議会の会議及び委員の任期満了後における最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年9月27日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月16日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。